

# 島根

県報

# 平成18年 9 月29日 (金) 号外 第 113 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

## 目 次

規則

行政権限委任規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 3

( ") 5

### 公布された条例等のあらまし

行政権限委任規則の一部を改正する規則(規則第90号)

- 1 規則の概要
  - (1) 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。
    - ア 採石業の適正な実施の確保に関する条例に基づく次の権限
      - ⑦ 表土等のたい積を行う場所その他採取に付随する場所として認めること。
      - (イ) 被保証人である採石業者が採取跡の措置を行うことが困難であると認めること。
      - (ウ) 保証人が採取跡の措置を完了した旨の届出を受理すること。
      - 田 採取計画の認可の期間を変更すること。
      - (オ) 採取計画の認可を受けた採石業者を立ち会わせて、岩石採取場又は採取跡を調査すること。
      - め 採取計画の認可を受けた採石業者が新たな保証人を立てた場合に、その旨の届出を受理すること。
      - (中) 採取計画の認可を受けた採石業者が新たな保証人を立てることができない場合に、その旨の届出を受理すること。
      - (ク) 前年における岩石の採取の状況の報告を受けること。
      - (ケ) 岩石の採取又は搬出に伴う事故が発生した旨の報告を受けること。
      - □ 採取跡の状況等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、採取跡の措置が認可採取計画に定められた措置に適合していることの確認を行うこと。
      - (サ) 適正に採取跡の措置が行われるよう必要な指導及び助言を行うこと。
      - ら) 採石業者から岩石の採取の状況等に関し報告をさせ、又は職員に採石業者に係る岩石採取場等に立ち入り、岩石の採取の状況等を検査させること。
    - イ 採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則に基づく次の権限
      - ⑦ 保証人が計画を定めて行う措置を採取跡の措置として認めること。
      - (イ) 認可申請書の添付書類を省略することを認めること。
      - (ウ) 認可の期間を定めること。
      - 田 法令等を遵守し、現場管理が優秀であると認め、認可の期間を定めること。
      - d) 法令等を遵守し、現場管理が特に優秀であると認め、認可の期間を定めること。
      - か 法令等を遵守し、現場管理が特に優秀であり、かつ、採取跡の措置を適正に行った実績があると認め、認可の期間を定めること。
      - (中) 採石業者が事業又は採取の全部又は一部の停止等を命ぜられた場合に、認可の期間を変更し、その 旨を通知すること。
      - (ク) 新たな保証人を立てることができない旨の届出があった場合に、認可の期間を変更する旨を通知す

ること。

- (ケ) 採取跡の措置が完了したとき、届出を受理し、確認を行うこと。
- □ 採取跡の措置が認可採取計画に定められた措置に適合しないと認めること。
- (2) 障害者自立支援法の施行に伴う所要の改正
- 2 施行期日

平成18年10月1日から施行することとした。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則(規則第91号)

- 1 規則の概要
- (1) 次の事務処理の迅速化を図るため専決権の下位移譲に伴う所要の改正
  - ア 児童福祉法第24条の16第1項の規定により、指定知的障害児施設等の設置者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。(別表第2関係)
  - イ 児童福祉法第24条の16第2項の規定により、指定知的障害児施設等の設置者が、勧告に従わなかった 旨を公表すること。(別表第2関係)
  - ウ 児童福祉法第24条の16第3項の規定により、指定知的障害児施設等の設置者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。(別表第2関係)
  - エ 児童福祉法第24条の16第4項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨を公示すること。(別表第2関係)
  - オ 児童福祉法第24条の17の規定により、指定知的障害児施設等の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。(別表第2関係)
  - カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の7第3項の規定により、命令を受けた精神病院の 管理者がこれに従わなかったときは、その旨を公表すること。(別表第2関係)
  - キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の7第5項の規定により、医療の提供の全部又は一部を制限することを命じた旨を公示すること。(別表第2関係)
  - ク 障害者自立支援法第50条第3項の規定により準用する同条第1項の規定により、指定障害者支援施設 の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。(別表第2関係)
  - ケ 障害者自立支援法第50条第4項の規定により準用する同条第1項の規定により、指定相談支援事業者 の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。(別表第2関係)
  - コ 障害者自立支援法第86条第1項の規定により、市町村が設置した障害者支援施設について、その事業 の停止又は廃止を命ずること。(別表第2関係)
  - サ 障害者自立支援法第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者 からの変更の届出又は廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。(別表第3関係)
  - シ 障害者自立支援法第46条第2項の規定により、指定障害者支援施設の設置者からの変更の届出を受理すること。(別表第3関係)
  - ス 障害者自立支援法第64条の規定により、指定自立支援医療機関からの変更の届出を受理すること。 (別表第3関係)
  - セ 障害者自立支援法第73条第 4 項の規定により、自立支援医療機関に対する自立支援医療費の支払に関する事務を委託すること。(別表第 3 関係)
- (2) その他法令改正に伴う所要の改正
- 2 施行期日

平成18年10月1日から施行することとした。

規則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県規則第90号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則(昭和31年島根県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表支庁の部採石法の項の次に次のように加える。

採石業の適正な実施の確保に関する条例(平成18年島根県条例第25号)

- 1 第2条第4号の規定により、表土等のたい積を行う場所その他採取に付随する場所として認めること。
- 2 第4条第2項の規定により、被保証人である採石業者が採取跡の措置を行うことが困難であると認めること。
- 3 第6条第2項第3号の規定により、保証人が採取跡の措置を完了した旨の届出を受理すること。
- 4 第8条第2項の規定により、認可の期間を変更すること。
- 5 第9条の規定により、採取計画の認可を受けた採石業者を立ち会わせて、岩石採取場又は採取跡を調査すること。
- 6 第10条第2項の規定により、採取計画の認可を受けた採石業者が新たな保証人を立てた場合に、その旨の届出を受理すること。
- 7 第10条第3項の規定により、採取計画の認可を受けた採石業者が新たな保証人を立てることができない場合に、その旨の届出を受理すること。
- 8 第11条第1項の規定により、前年における岩石の採取の状況の報告を受けること。
- 9 第11条第2項の規定により、事故が発生した旨の報告を受けること。
- 10 第12条第2項の規定により、採取跡の状況等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、採取跡の措置が認可採取計画に定められた措置に適合していることの確認を行うこと。
- 11 第13条の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。
- 12 第14条第1項の規定により、採石業者から岩石の採取の状況等に関し報告をさせ、又は職員に採石業者に係る岩石 採取場等に立ち入り、岩石の採取の状況等を検査させること。

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則(平成18年島根県規則第12号)

- 1 第3条の規定により、保証人が計画を定めて行う措置を認めること。
- 2 第13条第2項の規定により、書類を省略することを認めること。
- 3 第14条第1項の規定により、期間を定めること。
- 4 第14条第2項の規定により、法令等を遵守し、現場管理が優秀であると認め、認可の期間を定めること。
- 5 第14条第3項の規定により、法令等を遵守し、現場管理が特に優秀であると認め、認可の期間を定めること。
- 6 第14条第4項の規定により、法令等を遵守し、現場管理が特に優秀であり、かつ、採取跡の措置を適正に行った実績があると認め、認可の期間を定めること。
- 7 第14条第5項又は第6項の規定により、認可の期間を変更し、同条第7項の規定により、その旨を通知すること。
- 8 第15条第3項の規定により、認可の期間を変更する旨を通知すること。
- 9 第17条第2項の規定により、採取跡の措置が完了したとき、届出を受理し、確認を行うこと。
- 10 第17条第3項の規定により、採取跡の措置が認可採取計画に定められた措置に適合しないと認めること。

別表児童相談所の部児童福祉法の項各号を次のように改める。

- 1 第24条の3第1項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)の規定により、障害児施設給付費の支給の申請を受理すること。
- 2 第24条の3第2項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)の規定により、障害児施設給付費の支

給の要否を決定すること。

- 3 第24条の3第4項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)の規定により、障害児施設給付費を支給する期間を定めること。
- 4 第24条の3第6項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)の規定により、施設給付決定保護者に対し、施設受給者証を交付すること。
- 5 第24条の4第1項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)の規定により、施設給付決定を取り消すこと。
- 6 第24条の4第2項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)の規定により、施設給付決定保護者に対し、施設受給者証の返還を求めること。
- 7 第24条の5 (第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)の規定により、施設給付決定保護者に対し、 障害児施設支援に要する費用を負担することが困難であると認めるとともに、第24条の2第2項の規定を適用する場合における支給割合を定めること。
- 8 第24条の7第1項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)の規定により、特定入所障害児食費等 給付費の支給を決定すること。
- 9 第24条の19第1項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)の規定により、指定知的障害児施設等に関し必要な情報の提供を行うとともに、その利用に関し相談に応じ、及び助言を行うこと。
- 10 第24条の19第2項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)の規定により、指定知的障害児施設等の利用についてあっせん又は調整を行うとともに、指定知的障害児施設等の設置者に対し、利用についての要請を行うこと。
- 11 第27条第1項の規定により、報告又は送致のあった児童について措置を採ること。
- 12 第27条第2項の規定により、児童の治療等を委託すること。
- 13 第27条第7項の規定により、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、又はそれらを委託する措置を採ること。
- 14 第27条の3の規定により、児童に対する強制的措置を必要とするときに事件を送致すること。
- 15 第28条第1項の規定により、同項各号に掲げる措置を採ること。
- 16 第28条第2項の規定により、家庭裁判所の承認を得て期間を更新すること。
- 17 第28条第4項の規定により、引き続き措置を採ること。
- 18 第29条の規定により、児童委員又は職員に立入調査等をさせること。
- 19 第30条第1項又は第2項の規定により、同居についての届出を受理すること。
- 20 第30条の2の規定により、里親等に指示をし、又は報告をさせること。
- 21 第31条第2項の規定により、引き続き委託を継続し、又は措置を採ること。
- 22 第31条第3項の規定により、児童を引き続き在所させ、若しくは委託を継続し、又は措置を相互に変更する措置を採ること。
- 23 第31条第4項の規定により、引き続き援助を行い、又は委託を継続する措置を採ること。
- 24 第33条第2項の規定により、児童に一時保護を加え、又は一時保護を加えることを委託すること。
- 25 第33条第4項の規定により、引き続き一時保護を行うこと。
- 26 第56条第2項の規定により、第50条第7号及び第7号の2に規定する費用を徴収すること。
- 27 第56条第8項の規定により、費用の徴収に関し必要があると認めるときに、官公署に対し必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めること。
- 28 第57条の3第1項の規定により、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者 又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させ ること。
- 29 第57条の4の規定により、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他

の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めること。

- 30 第63条の2第1項又は第2項の規定により、入所した児童を引き続き在所させ、若しくは治療等の委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ること。
- 31 第63条の3第1項の規定により、満18歳以上の者について入所させ、又は治療等を委託すること。

別表児童相談所の部障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第26条の規定による改正後の児童福祉法の項を削る。

別表県土整備事務所の部採石法の項の次に次のように加える。

採石業の適正な実施の確保に関する条例

- 1 第2条第4号の規定により、表土等のたい積を行う場所その他採取に付随する場所として認めること。
- 2 第4条第2項の規定により、被保証人である採石業者が採取跡の措置を行うことが困難であると認めること。
- 3 第6条第2項第3号の規定により、保証人が採取跡の措置を完了した旨の届出を受理すること。
- 4 第8条第2項の規定により、認可の期間を変更すること。
- 5 第9条の規定により、採取計画の認可を受けた採石業者を立ち会わせて、岩石採取場又は採取跡を調査すること。
- 6 第10条第2項の規定により、採取計画の認可を受けた採石業者が新たな保証人を立てた場合に、その旨の届出を受理すること。
- 7 第10条第3項の規定により、採取計画の認可を受けた採石業者が新たな保証人を立てることができない場合に、その旨の届出を受理すること。
- 8 第11条第1項の規定により、前年における岩石の採取の状況の報告を受けること。
- 9 第11条第2項の規定により、事故が発生した旨の報告を受けること。
- 10 第12条第2項の規定により、採取跡の状況等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、採取跡の措置が認可採取計画に定められた措置に適合していることの確認を行うこと。
- 11 第13条の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。
- 12 第14条第1項の規定により、採石業者から岩石の採取の状況等に関し報告をさせ、又は職員に採石業者に係る岩石 採取場等に立ち入り、岩石の採取の状況等を検査させること。

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則

- 1 第3条の規定により、保証人が計画を定めて行う措置を認めること。
- 2 第13条第2項の規定により、書類を省略することを認めること。
- 3 第14条第1項の規定により、期間を定めること。
- 4 第14条第2項の規定により、法令等を遵守し、現場管理が優秀であると認め、認可の期間を定めること。
- 5 第14条第3項の規定により、法令等を遵守し、現場管理が特に優秀であると認め、認可の期間を定めること。
- 6 第14条第4項の規定により、法令等を遵守し、現場管理が特に優秀であり、かつ、採取跡の措置を適正に行った実績があると認め、認可の期間を定めること。
- 7 第14条第5項又は第6項の規定により、認可の期間を変更し、同条第7項の規定により、その旨を通知すること。
- 8 第15条第3項の規定により、認可の期間を変更する旨を通知すること。
- 9 第17条第2項の規定により、採取跡の措置が完了したとき、届出を受理し、確認を行うこと。
- 10 第17条第3項の規定により、採取跡の措置が認可採取計画に定められた措置に適合しないと認めること。 附 則
- この規則は、平成18年10月1日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

#### 島根県規則第91号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第3条第4項」を「第3条第3項」に改め、同条第5号中「第3条第5項」を「第3条第4項」に改 める。

別表第2健康福祉部の表障害者福祉課の項第1号部長専決事項の欄を次のように改める。

- (1) 法第24条の16第1項の規定により、指定知的障害児施設等の設置者に対し、基準を遵守すべきことを勧告するこ と。
- (2) 法第24条の16第2項の規定により、指定知的障害児施設等の設置者が、勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (3) 法第24条の16第3項の規定により、指定知的障害児施設等の設置者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ず ること。
- (4) 法第24条の16第4項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨を公示すること。
- (5) 法第24条の17の規定により、指定知的障害児施設等の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止 すること。

別表第2健康福祉部の表障害者福祉課の項第2号部長専決事項の欄の(2)を削り、同欄の(3)中「身体障害者相談支援事業 等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同欄中(3)を(2)とし、同欄の(4)中「身体障害者更生援護施設」を「身体障 |害者社会参加支援施設||に改め、同欄中(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、同項第3号部長専決事項の欄の(4)中「第33条の4第3 項」を「第33条の4第6項」に改め、同欄中(9)を削り、(8)を(10)とし、同欄の(7)中「第38条の7第3項」を「第38条の7第 4項」に改め、同欄中(7)を(8)とし、(8)の次に次のように加える。

- (9) 法第38条の7第5項の規定により、医療の提供の全部又は一部を制限することを命じた旨を公示すること。 別表第2健康福祉部の表障害者福祉課の項第3号部長専決事項の欄の(6)の次に次のように加える。
- (7) 法第38条の7第3項の規定により、命令を受けた精神病院の管理者がこれに従わなかったときは、その旨を公表す ること。

別表第2健康福祉部の表障害者福祉課の項第4号を削り、同項第5号部長専決事項の欄の(1)を次のように改める。

(1) 法第49条第1項から第3項までの規定により、指定事業者等に対して基準を遵守すべきことを勧告すること。

別表第2健康福祉部の表障害者福祉課の項第5号部長専決事項の欄の(2)及び(3)中「指定障害福祉サービス事業者」を 「指定事業者等」に改め、同欄中(ほ)を(切)とし、同欄の(単中「障害福祉サービス事業」の次に「、相談支援事業又は移動支 援事業」を加え、同欄中44を46とし、(7)から43までを(9)から45までとし、同欄の(6)中「第1条第3項」を「第1条第3 号」に改め、同欄中(6)を(8)とし、(5)の次に次のように加える。

- (6) 法第50条第3項の規定により準用する同条第1項の規定により、指定障害者支援施設の指定を取り消し、又は指定 の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (7) 法第50条第4項の規定により準用する同条第1項の規定により、指定相談支援事業者の指定を取り消し、又は指定 の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第2健康福祉部の表障害者福祉課の項第5号部長専決事項の欄に次のように加える。

⑷ 法第86条第1項の規定により、市町村が設置した障害者支援施設について、その事業の停止又は廃止を命ずるこ

別表第2健康福祉部の表障害者福祉課の項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

別表第3健康福祉部の表障害者福祉課の項第1号グループリーダー等専決事項の欄の(2)中「及び第32条の2第3項」を 削り、同欄の(3)及び(4)を削り、同項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- 施行に関する事務
- 2 障害者自立支援法の 1(1) 法第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業 者からの変更の届出又は廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。
  - (2) 法第46条第2項の規定により、指定障害者支援施設の設置者からの変更の届出を受

理すること。

- (3) 法第64条の規定により、指定自立支援医療機関からの変更の届出を受理すること。
- (4) 法第73条第4項の規定により、自立支援医療機関に対する自立支援医療費の支払に 関する事務を委託すること。

別表第5保健所の項第5号地方機関の長専決事項の欄の(19)中「第50条の4」を「第50条」に改め、同表心と体の相談センターの項第2号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第33条第4項」を「第33条第7項」に、「第33条の4第2項」を「第33条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(8)	号外第 113 号	島	根	県	報	平成18年9月29日